

地域行政懇談会実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、町民の意見、提言等を幅広く聞き、より一層開かれた町政の実現及び町民参画によるまちづくりの推進を図るため、町長と町民が膝を交えて意見交換を行う地域行政懇談会（以下「懇談会」という。）を実施することに関して必要な事項を定める。

(実施方法等)

第2条 懇談会は、町が主催し、次により実施する。

- (1) 開催は、三地区ごとに実施する。
- (2) 開催場所は、公共施設（多目的集会施設等）で実施し、開催日時は、町が決定する。
- (3) 開催日時は、基本的に平日のおおむね2時間以内とする。
- (4) 出席者は、町長、副町長、教育長、各課長等とする。

(懇談内容)

第3条 懇談内容は、町長と町民の意見交換を行う懇談会であることに留意し、町政全般についての総合的な内容を原則とする。

2 各地区より事前にテーマを出していただき、そのテーマによる懇談会とする。

- (1) 懇談会のテーマは、町ホームページより公募し、申込書（別紙）により提出のこととする。

(庶務)

第4条 懇談会にかかる庶務は、総務課が処理する。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年7月13日から施行する。